

令和 7 年度（令和 6 年分） 給与支払報告書の提出について（お願い）

令和 6 年 12 月

給与支払者（事業主） 各位

筑西市市民税課

日頃から当市税務行政及び市・県民税特別徴収の推進について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）は、1 月 31 日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっております。（地方税法第 317 条の 6）

つきましては、本市へ提出する必要がある給与受給者（納税義務者）の給与支払報告書にマイナンバーを記載し、同封の総括表と併せてご提出くださるようお願いいたします。また、年の途中で退職した方についても同様をお願いいたします。

なお、給与支払報告書の提出先は、給与受給者（納税義務者）が令和 7 年 1 月 1 日現在、お住まいの（住民登録のある）市区町村です。

○ 提出期限 : 令和 7 年 1 月 31 日（金）までに必着
事務処理の都合上、早めの提出にご協力ください。

○ 提出書類 : ・給与支払報告書（総括表）
・給与支払報告書（個人別明細書）
※個人別明細書の用紙がお手元にない場合、市ホームページからダウンロード・印刷又はお近くの税務署にお問い合わせください。
〔 ・普通徴収切替理由書兼仕切書
特別徴収（給与天引き）することができない方がいるとき 〕

○ 提出方法・提出先・問い合わせ先

窓口に直接持参していただくか、郵送等にて提出してください。

電子データの場合は、eLTAX（エルタックス）又は光ディスク等により提出してください。

【窓口】筑西市役所本庁舎 2 階 ⑧-1 番窓口 市民税課市民税係 TEL：0296-24-2111（代表）

【郵送】〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地 筑西市役所 財務部 市民税課 市民税係 宛

○ 特別徴収義務者の指定について

茨城県では平成 27 年度から特別徴収義務者の一斉指定により、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

令和元年度から、3 名以上の受給者がいる給与支払者については、普通徴収切替理由書等の提出がない場合、原則特別徴収となっています。

○ 電子申告（eLTAX / エルタックス）の利用について

給与支払報告書の提出は、電子申告（eLTAX）をご利用いただくと、受給者（納税義務者）の住所地市区町村ごとに振り分けて提出する手間が省けます。ぜひご利用ください。

【eLTAX に関するお問い合わせ先】

地方税共同機構（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）（☎0570-081459）

※なお、電子申告にて給与支払報告書を提出される場合は、総括表を含め紙での提出は不要です。

○ 電子申告（eLTAX）での特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）について

給与支払報告書を電子申告（eLTAX）にて提出される際に、受取方法として電子データを選択された場合に、税額通知書を電子データにて送付します。

- ・「電子データ（正本）」を選択された場合、当初決定通知及び変更通知の両方とも電子データでの送付となり、書面での送付はありません。
- ・「書面（正本）」を選択された場合、当初決定通知及び変更通知の両方とも書面での送付となります。

○ 個人番号及び法人番号の記入について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行により、総括表及び給与支払報告書への個人番号・法人番号の記入が必要です。

○ 本人確認書類について（個人事業主が書面で提出する場合のみ）

個人事業主の場合、記載いただいた個人事業主のマイナンバーが本人のものであるか確認するため、本人確認書類が必要となります。

（１）個人事業主本人が提出する場合（郵送の場合は写しを添付してください）

- ①番号確認書類（マイナンバーカード（裏面）、個人番号通知カード、個人番号の記載された住民票など）
- ②身元確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証等の顔写真付きの書類など）

上記①と②が１点ずつ必要です。

（２）税理士等の代理人が提出する場合（郵送の場合は写しを添付してください）

- ①代理権の確認書類（税務代理権限証書、委任状など）
- ②代理人の身元確認書類（税理士証票、運転免許証など）
- ③個人事業主の番号確認書類（マイナンバーカード（裏面）など）

上記①と②と③が１点ずつ必要です。

《裏面もあります》

○ 「給与支払報告書（総括表）」の記入例と主な留意点について

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)

1月31日必着でご提出願います。

※ 種別	※ 指 定 番 号												

茨城県筑西市市長 様

令和 7 年 1 月 20 日提出

給与の支払期間

令和 6 年 1 月分から 12 月分まで

① 給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
フリガナ	カブシキガイシャ チクセイショウジ										事業種目	サービス業	
② 給与支払者の氏名又は名称	株式会社 筑西商事										⑥ 受給者総人員	50人	
③ 所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	株式会社 筑西商事										特別徴収対象者	13人	
フリガナ	イバラキケンチクセイシヘイ										普通徴収対象者(退職者)	1人	
④ 同上の所在地	〒123-4567 茨城県筑西市丙000番地										普通徴収対象者(退職者を除く)	1人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 筑西 太郎										報告人員の合計	15人	
⑤ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事 課 人事労務 係 氏名 筑西 花子 (電話 0296-24-××××)										所轄税務署名	〇〇税務署	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 筑西税理士事務所 筑西 一郎 (電話 0296-22-××××)										給与の支払方法及びその期日	月給 毎月25日	
											⑧ 納付書の送付	必要・不要	

- ・ 会計事務所等を経由して提出する場合には、同封の総括表を会計事務所等に届けてください。
- ・ 同封の総括表に記載内容の誤りがある場合には、赤色で訂正し、提出してください。eLTAXで提出される場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をご提出ください。
- ・ 同封の総括表を使用せずに共通様式等の総括表で提出する場合でも、送付した総括表と一緒に提出してください。
- ・ 筑西市に該当者がいない場合には、総括表の提出は不要です。

- ① 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者が個人事業主の場合には個人番号を、法人等の場合には法人番号を記入してください。
- なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字空けて記入してください。
- ②～④の欄は、給与支払者が個人である場合には次のものを記載してください。
- ・ ②「給与支払者の氏名又は名称」欄は、給与支払者個人の氏名
 - ・ ③「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」欄は、屋号や店名等
 - ・ ④「同上の所在地」欄は、給与支払者個人の住所
- ⑤ 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書の内容について問い合わせをさせていただきます場合がありますので、ご担当者の連絡先を記入してください。
- ⑥ 「受給者総人員」欄には、令和7年1月1日現在、給与の支払を受けている受給者（納税義務者）の総人数（他市区町村の受給者を含む）を記入してください。
- ⑦ 「報告人員」の各欄は、筑西市に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員を記載してください。また、「普通徴収対象者」欄には、報告する人員のうち、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の理由により、普通徴収とする人数を記入してください。普通徴収の人数の記載がない場合、及び普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則として特別徴収となります。
- ⑧ 「納入書の送付」欄には、令和7年度の特別徴収において、筑西市の特別徴収用納入書を利用される場合には「必要」、利用されない場合には「不要」を○印で囲んでください。

○ 「普通徴収切替理由書」の記入例と主な留意点について

3名以上の受給者がいる給与支払者は、原則として特別徴収となりますが、給料日の間隔が1か月を超えるなどの理由により特別徴収できない受給者がいる場合には、給与支払報告書とともに「普通徴収切替理由書兼仕切書」を提出していただくことで普通徴収とすることができます。

令和7年度(令和6年分)普通徴収切替理由書 兼 仕切書

指定番号

茨城県筑西市市長 様

給与支払者の氏名又は名称

株式会社 筑西商事

略号	切替理由(下記のA~F以外の理由は不可)	人数
A	総従業員数が2人以下 (下記B~Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	4人
B	他の事業所で特別徴収されている者 (乙種適用者など)	人
C	個人住民税を特別徴収(給与天引き)しきれない者 (年間の給与所得が条例で定める均等割非課税基準所得38万円以下の者など)	人
D	給与が毎月支給されていない者(不定期受給者)	1人
E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
F	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までの退職予定者 及び休職や育児休業中の者	1人
普通徴収切替人数 合計		2人

①

③

④

⑤

＜提出時の綴り方＞

下図のと通りの順番に重ねて提出してください。

総括表

個人別明細書
(特別徴収分)

切替理由書

個人別明細書
(普通徴収分)

- ① 普通徴収とする場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず略号（A～F）と切替理由を記入してください。
- ② 電子申告（eLTAX/ エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合でも、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（A～F）と切替理由を入力し、「普通徴収」欄に必ずチェックを入れてください。
- なお、電子申告にて提出した場合には、「普通徴収切替理由書兼仕切書」を含め、紙での提出は不要です。
- ③ 略号（A～F）の6項目以外の切替理由は、原則として認められません。
- ④ 略号（A）は、受給者総人員（他市区町村の受給者を含む）から、略号（B～F）に該当する全ての従業員数（他市区町村分を含む）を差し引いた人数が2人以下の場合となります。
- ⑤ 「普通徴収切替人数 合計」欄は、給与支払報告書（総括表）の「普通徴収対象者」欄に記入した人数と一致します。
- ※切替理由が確認できるものであれば、任意様式による提出でも差し支えありません。
- ※この切替理由書で普通徴収と申し出ても、確認の結果、特別徴収となることもあります。

○ その他の留意点について

- 給与支払報告書を提出した後、記入内容に訂正がある場合には、訂正した内容の給与支払報告書を作成し、余白に「訂正分」と記入し提出してください。
- 給与支払報告書を特別徴収として提出した後、退職等により普通徴収に切り替える受給者がいる場合には、「給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- 給与支払報告書を普通徴収として提出した後、特別徴収に変更する受給者がいる場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。
- 給与支払報告書関係及び特別徴収関係の届出書については、筑西市ホームページからダウンロードすることができます。[ホームページトップ](#)>[くらし・手続き](#)>[各種申請書・届出書ダウンロード](#)>[住民税関係](#)
- 令和6年中に退職した方で、支払金額が30万円以下の場合でも、公平公正な課税の観点から提出をお願いいたします。